

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により準用される同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 30 年 8 月 3 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 手稲鉄北ショッピングセンター
所在地 札幌市手稲区前田 2 条 13 丁目 3-20
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社北海道ジェイ・アール・フレッシュネス・リテール
住所 札幌市東区北六条東三丁目 3 番地 20
氏名 代表取締役社長 大江 秀夫
名称 北海道ジェイ・アール都市開発株式会社
住所 札幌市西区琴似一条一丁目 1 番 12 号
氏名 代表取締役社長 木元 剛
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
①株式会社北海道ジェイ・アール・フレッシュネス・リテール
(変更前) 常盤 和雄
(変更後) 大江 秀夫
②北海道ジェイ・アール都市開発株式会社
(変更前) 菅野 光洋
(変更後) 木元 剛
- (4) 変更した年月日
①平成 30 年 6 月 19 日
②平成 30 年 6 月 21 日
- (5) 変更した理由
株主総会及び取締役会において代表取締役が変更となったため

2 届出年月日 平成 30 年 7 月 26 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー
- (2) 縦覧期間 平成 30 年 8 月 3 日～平成 30 年 12 月 3 日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
(午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分(午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く))
なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（平成 30 年 12 月 3 日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。